

## 2 民間給与関係資料

### 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された11,186事業所

- (ア) 農業，林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業，郵便業
- (ケ) 卸売業，小売業
- (コ) 金融業，保険業
- (サ) 不動産業，物品賃貸業
- (シ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業，飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ソ) 教育，学習支援業
- (タ) 医療，福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

##### イ 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から1,242事業所を無作為に抽出選定した。

##### イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

##### ウ 調査実人員

52,485人（うち初任給関係職種4,831人）

**第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数**

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	73	6	20	17	20	10
製 造 業	173	38	42	31	49	13
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 ， 郵 便 業	162	20	25	21	70	26
卸 売 業 ， 小 売 業	105	14	15	17	46	13
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	71	30	17	6	13	5
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	170	49	29	20	56	16
計	754	157	148	112	254	83

(注) 1 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が488事業所あった。  
 2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

**第 11 表 民間における定期昇給の実施状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	81.8 %	81.8 %	36.8 %	1.6 %	43.4 %	0.0 %	18.2 %
課 長 級	74.9 %	74.6 %	31.6 %	0.9 %	42.1 %	0.3 %	25.1 %

(注) ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 12 表 民間における家族手当の支給状況**

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,943 円
配 偶 者 と 子 1 人	22,539 円
配 偶 者 と 子 2 人	29,559 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については6,000円（行政職給料表（一）4級等の職員は3,000円）、子については、1人につき9,000円である。

なお、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

**第 13 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況**

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を 支給する	を 支給しない	
70.0 %	( 33.2 %)	( 66.8 %)	30.0 %

(注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

**第 14 表 民間における冬季賞与の配分状況**

区 分	一定率(額)分	考課査定分
役職段階 係 員	49.5 %	50.5 %
課 長 級	46.3 %	53.7 %
部長級(非役員)	45.1 %	54.9 %

第 15 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企業規模		規模計		
		1,000人以上		1,000人未満
項目				
平均所定内給与月額	下半期	401,922 円	420,669 円	376,293 円
	上半期	406,223 円	422,397 円	383,793 円
特別給の支給額	下半期	888,340 円	989,937 円	749,148 円
	上半期	983,102 円	1,108,779 円	815,218 円
特別給の支給割合	下半期	2.21 月分	2.35 月分	1.99 月分
	上半期	2.42 月分	2.62 月分	2.12 月分
	年間計	4.63 月分	4.97 月分	4.11 月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から7月までの期間をいう。  
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は4.55月である。

第 16 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	223,455	224,130	221,687	232,117
		短 大 卒	194,534	195,587	* 189,763	* 196,667
		高 校 卒	183,935	* 179,744	* 187,817	—
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	223,322	236,600	222,839	* 203,389
		短 大 卒	202,464	* 216,964	201,590	* 191,473
		高 校 卒	188,546	186,748	190,452	* 185,000
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	223,414	226,487	222,114	220,701
		短 大 卒	198,478	201,101	198,327	* 194,059
		高 校 卒	187,150	184,254	189,665	* 185,000
新 卒 研 究 員		大 学 卒	x	x	—	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師		大 学 卒	x	x	—	—
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	x	x	—	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	x	x	—	—
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	—	—	—	—
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 251,951	* 251,951	—	—
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	x	x	—	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいう。  
なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が1事業所、「\*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

## 第 17 表 企業規模別、職種別平均給与額等

### その 1 全 職 種

#### 事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	52.4	875,306	872,920	2,386	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.4	775,416	768,676	6,740	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	51.8	679,943	676,647	3,296	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	48.0	659,967	642,572	17,395	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	44.1	566,471	465,513	100,958	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	43.7	499,808	427,578	72,230	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	40.3	433,263	366,479	66,784	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	35.7	358,244	307,453	50,791	
工 場 長	54.4	770,840	770,840	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	51.4	730,199	725,416	4,783	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	51.0	657,719	649,487	8,232	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	48.5	639,517	628,460	11,057	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	44.8	525,504	456,651	68,853	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	44.9	501,556	422,163	79,393	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	39.4	414,904	345,562	69,342	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	34.3	362,693	308,471	54,222	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第17表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

### 研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の所の長
研 究 部 ( 課 ) 長		56.2	813,651	813,651	0	
研 究 室 ( 係 ) 長		51.4	707,999	707,098	901	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
主 任 研 究 員		47.3	605,873	541,447	64,426	構成員3人以上の室(係)の長
研 究 員		43.0	470,072	417,712	52,360	下記研究員より上位の者
研 究 補 助 員		37.0	372,509	326,393	46,116	
		27.1	344,736	293,501	51,235	

### 医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
病 院 長		歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長		75.0	1,675,000	1,675,000	0	
医 科 長		60.9	1,700,122	1,663,201	36,921	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 師		52.8	1,656,426	1,518,240	138,186	部下に医師又は歯科医師1人以上
歯 科 医 師		41.5	1,261,009	1,130,442	130,567	
薬 局 長		34.7	622,923	622,923	0	
薬 剤 師		47.1	488,944	454,408	34,536	部下に薬剤師2人以上
診 療 放 射 線 技 師		36.5	346,658	330,316	16,342	
臨 床 検 査 技 師		43.1	433,224	402,986	30,238	
栄 養 士		46.0	435,974	414,001	21,973	
理 学 療 法 士		33.6	298,696	265,441	33,255	
作 業 療 法 士		32.5	308,524	291,764	16,760	
総 看 護 師 長		34.0	295,823	282,385	13,438	
看 護 師 長		60.3	639,609	639,609	0	部下に看護師長5人以上
看 護 師		48.2	509,395	473,260	36,135	部下に看護師又は准看護師5人以上
准 看 護 師		42.6	463,788	394,689	69,099	
		46.3	338,806	283,258	55,548	

### 教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
大 学 学 長		57.6	827,098	824,629	2,469	
大 学 副 学 長		60.3	741,314	739,606	1,708	
大 学 学 部 長		60.3	787,666	787,330	336	
大 学 教 授		57.2	693,504	692,116	1,388	
大 学 准 教 授		47.7	569,059	566,598	2,461	
大 学 講 師		45.1	494,862	487,326	7,536	
大 学 助 教		41.0	441,183	423,240	17,943	
高 等 学 校 校 長		61.2	835,059	791,961	43,098	
高 等 学 校 教 頭		56.6	744,870	714,103	30,767	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		51.6	693,836	685,516	8,320	
高 等 学 校 指 導 教 諭		—	—	—	—	
高 等 学 校 教 諭		42.7	530,538	499,477	31,061	

### 海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
船 長 ・ 機 関 長		52.0	1,182,228	1,182,228	0	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		40.4	1,052,664	1,052,664	0	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		29.5	686,668	674,896	11,772	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		27.5	654,400	612,653	41,747	
運 航 士		—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長		—	—	—	—	
甲 板 手 ・ 操 機 手		—	—	—	—	
甲 板 員 ・ 機 関 員		—	—	—	—	

### 技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手		57.2	290,282	256,435	33,847	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手		50.3	522,903	411,600	111,303	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守 衛		46.1	332,178	249,615	82,563	
用 務 員		58.3	308,899	308,899	0	

## その2 公民給与比較の対象職種

### 事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		52.7	889,721	887,108	2,613	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		51.3	827,788	820,116	7,672	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
事 務 部 次 長		52.1	735,987	733,737	2,250	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
事 務 課 長		47.9	686,574	667,623	18,951	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		43.6	594,307	479,233	115,074	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		43.9	538,892	457,980	80,912	係の長及び係長級専門職（3級）
事 務 主 任		40.0	453,278	379,904	73,374	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
事 務 係 員		35.4	371,663	315,717	55,946	（1級）
工 場 長		56.2	872,750	872,750	0	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		52.6	768,450	766,791	1,659	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
技 術 部 次 長		52.6	744,297	741,566	2,731	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
技 術 課 長		49.3	650,681	642,904	7,777	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		44.5	545,478	466,657	78,821	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		46.7	543,227	464,505	78,722	係の長及び係長級専門職（3級）
技 術 主 任		40.3	437,597	358,841	78,756	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
技 術 係 員		36.0	384,357	328,603	55,754	（1級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である（第17表その2において同じ。）。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		49.1	723,858	723,858	0	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.9	689,986	684,768	5,218	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		51.1	561,188	555,745	5,443	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		48.4	573,165	561,174	11,991	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		45.9	461,549	413,381	48,168	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		43.4	450,371	388,093	62,278	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		40.7	405,484	347,225	58,259	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		36.1	344,985	299,645	45,340	（1級）
工 場 長		52.0	628,500	628,500	0	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		49.7	666,694	659,093	7,601	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		49.3	575,903	567,382	8,521	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		46.6	633,552	617,088	16,464	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		45.5	482,372	436,571	45,801	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		43.4	467,970	385,390	82,580	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		39.4	408,252	344,074	64,178	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		32.9	351,047	295,849	55,198	（1級）

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		49.0	764,512	757,959	6,553	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		50.1	695,225	691,248	3,977	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		46.4	646,303	626,317	19,986	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		43.4	440,093	410,369	29,724	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		44.4	445,158	396,661	48,497	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		40.7	390,209	344,718	45,491	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		35.0	317,077	279,127	37,950	（1級）
工 場 長		—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		50.8	765,191	749,525	15,666	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		51.1	568,752	513,757	54,995	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		47.7	494,859	464,489	30,370	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		44.3	436,964	399,015	37,949	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		42.2	424,328	357,931	66,397	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		35.5	343,230	294,073	49,157	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		32.5	299,291	260,853	38,438	（1級）